

平成 28 年度市民参加対象事項の取組予定に対する  
安城市市民参加推進評価会議の評価結果について（案）

1 市民参加推進評価会議について

市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に関わり、行動するため、平成 23 年に安城市民参加推進条例（以下「条例」といいます。）を施行しました。

市民参加推進評価会議（以下「評価会議」といいます。）は、条例の運用、市民参加の実施状況の評価、市民参加の推進評価などを行うため設置されたものです。委員は、2 年間の任期で、10 名のメンバーで構成されています。

役職	氏名	職名	区分
会長	鳥居 保	安城市町内会長 連絡協議会会長	公共的団体
副会長	中根 敬子	さんかく 21・安城会長	市民団体
委員	荻野 留美子	市民代表	市民公募
〃	柘植 千恵	市民代表	
〃	野田 敏男	市民代表	
〃	山下 眞志	市民代表	
〃	昇 秀樹	名城大学教授	学識経験者
〃	小森 義史	あんねっと会長	市民団体
〃	加藤 早苗	NPO 法人育て上げネット中部虹の会 理事長	
〃	大坪 久乃	安城商工会議所青年部	公共的団体

## 2 市民参加の対象

条例第6条で次の4項目を市民参加の対象としています。

- (1) 条例の制定または改廃
- (2) 計画の策定または変更
- (3) 制度の導入または改廃
- (4) 公共施設の設置に係る計画等の策定または変更

## 3 市民参加の手段

市が市民参加を求める場合は、意思決定前の適切な時期に、対象事項の内容を考慮して次に掲げる項目の1以上の方法により行うこととしています。

- (1) 審議会等（市民が参加する合議制の会議）
- (2) パブリックコメント
- (3) 市民説明会
- (4) ワークショップ

## 4 評価結果

平成28年度に市が取り組む予定の市民参加対象事項について、次の評価基準を基に評価会議としての評価をしました。結果は次のとおりです。

《評価基準》

- (1) 市民参加の手法の組み合わせは十分か
- (2) 市民参加の回数等は十分か
- (3) 工夫しているか

No.	対象事項	評価結果				担当課
		(1)	十分	おおむね十分	十分でない	
		(2)	十分	おおむね十分	十分でない	
		(3)	工夫している	まあまあ工夫	工夫されていない	
1	第6次行政改革大綱の策定	(1)	5	5	0	経営管理課
		(2)	6	4	0	
		(3)	6	4	0	
2	安城市公共施設等総合管理計画の策定	(1)	4	4	2	経営管理課
		(2)	5	3	2	
		(3)	3	5	2	
3	第4次安城市男女共同参画プランの策定	(1)	5	5	0	市民協働課
		(2)	4	4	2	
		(3)	5	3	2	
4	次期安城市市民協働推進計画の策定	(1)	7	2	1	市民協働課
		(2)	6	3	1	
		(3)	4	5	1	

5	第10次安城市交通安全計画の策定	(1)	4	4	2	市民安全課
		(2)	5	4	1	
		(3)	4	3	3	
6	安城市地震対策アクションプランの策定	(1)	4	5	1	危機管理課
		(2)	6	3	1	
		(3)	6	2	2	
7	あんジョイプラン8の策定	(1)	4	4	2	高齢福祉課
		(2)	6	3	1	
		(3)	4	3	3	
8	次期食料・農業・交流基本計画の策定	(1)	4	4	2	農務課
		(2)	5	5	0	
		(3)	4	4	2	
9	空家等対策計画の策定	(1)	6	2	2	建築課
		(2)	6	1	3	
		(3)	5	3	2	
10	エコサイクルシティ計画の改訂	(1)	4	5	1	都市計画課
		(2)	4	5	1	
		(3)	4	5	1	

## 5 対象事項への意見等

対象事項名	1 第6次行政改革大綱の策定【経営管理課】
事業の概要	第5次行政改革大綱が終了するが、引き続き安城市として行政改革に取り組んでいく必要があるため第6次行政改革大綱として新たな指針を策定する。
意見	特になし。

対象事項名	2 安城市公共施設等総合管理計画の策定【経営管理課】
事業の概要	総務省の策定方針に基づき、安城市のインフラ施設を含めた公共施設等総合管理計画を、平成28年度中に策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントだけでなく、他の方法で市民参加の機会を増やしてほしい。</li> <li>市民生活に重大な影響があることなので、国の方針があり、市の裁量が低いとのことだが、市民の意見をできるだけ取り入れるようなパブリックコメントにしてほしい。</li> <li>既存の審議会等（行政改革審議会など）で審議をすることを検討してほしい。</li> </ul>

対象事項名	3 第4次安城市男女共同参画プランの策定【市民協働課】
事業の概要	安城市男女共同参画推進条例第10条に基づき、第4次安城市男女共同参画プランを策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い世代の意見を聴くのは良い。</li> <li>・審議会だけでなくワークショップを開いて実効性のある計画にしてほしい。</li> <li>・審議会やアンケートでは、第1次～3次プランで実施できたことと、実施できなかったことをアンケート者や委員等が理解できるように実施し、4次プランに反映してほしい。</li> <li>・市内高校生へのアンケートに期待している。</li> </ul>

対象事項名	4 次期安城市市民協働推進計画の策定【市民協働課】
事業の概要	安城市市民協働推進条例第8条及び第9条に基づき次期安城市市民協働推進計画を策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・28年度のワークショップが29年度に活かされるようなものになることを期待します。</li> <li>・特に市民協働の担い手の育成は大切だと思うため、高校生や大学生等にも計画の趣旨を伝える市民参加の機会を作っても良いと思う。</li> <li>・審議会やアンケートでは、現行の計画で実施できたことと、実施できなかったことをアンケート者や委員等が理解できるように実施し、次期計画に反映してほしい。</li> </ul>

対象事項名	5 第10次安城市交通安全計画の策定【市民安全課】
事業の概要	交通安全対策基本法第26条に基づき、第10次安城市交通安全計画を策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民公募委員が少ない。</li> <li>・交通事故ワースト1位の県であることを考え、市民目線で実効性のあるものにしてほしい。</li> <li>・審議会やパブリックコメントでは、第1次～9次の計画で実施できたことと、実施できなかったことを委員やパブリックコメント読者等が理解できるように示した上で実施し、10次計画に反映してほしい。</li> <li>・11月に交通安全対策会議を開催し、12月にパブリックコメントを実施することについて、交通安全対策会議の中で素案の修正依頼があっても修正する期間がなく、対策会議で修正意見が出ない、意</li> </ul>

	<p>見が出て修正するつもりはないと思えるスケジュールになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民全体に関わる問題であり、市民の自覚も必要であるので、「救急・救助体制の推進」「高齢者の交通事故防止」などについて、市民への意識調査アンケートを実施した方が良いと思う。</li> </ul>
--	---

<b>対象事項名</b>	<b>6 安城市地震対策アクションプランの策定【危機管理課】</b>
<b>事業の概要</b>	各部局における地震防災・減災に関する施策を統合し、総合的かつ計画的に推進する行動計画として、安城市地震対策アクションプランを策定する。
<b>意見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減災まちづくり研究会の一層のレベルアップを期待します。</li> <li>・減災・防災は、まず自助が基本なのに、ワークショップが減災まちづくり研究会だけでは市民参加として不十分だと思う。</li> <li>・既存の審議会等で審議することを検討してほしい。</li> </ul>

<b>対象事項名</b>	<b>7 あんジョイプラン8の策定【高齢福祉課】</b>
<b>事業の概要</b>	高齢者の福祉全般にわたる施策に関する高齢者福祉計画及び介護保険事業運営の基本となる介護保険事業計画を策定する。
<b>意見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民公募委員が少ないと思う。</li> <li>・審議会委員に介護をしている家族の方に入っただけだと良いと思う。</li> <li>・ワークショップの中に市民公募委員を入れた方が良いと思う。</li> </ul>

<b>対象事項名</b>	<b>8 次期食料・農業・交流基本計画の策定【農務課】</b>
<b>事業の概要</b>	安城市農業基本条例第11条に基づき、次期食料・農業・交流基本計画を策定する。
<b>意見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全は市民の重大な関心事があり、協議会に市民公募を入れるべき。</li> </ul>

対象事項名	9 空家等対策計画の策定【建築課】
事業の概要	空家等対策特別措置法に基づく、安城市空家等対策計画（仮称）の策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会だけでなく、他の市民参加の手法を実施した方が良いと思う。</li> <li>・協議会の開催回数を増やした方が良い。</li> </ul>

対象事項名	10 エコサイクルシティ計画の改訂【都市計画課】
事業の概要	現計画の内容を基本とし、新たな施策、成果指標を設定した計画に改訂する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健幸都市ゆえに完成度の高いまちづくりを市民と共に策定してほしい。</li> <li>・審議会委員に市民公募委員を入れた方が良いと思う。</li> </ul>

## 5 市民参加の推進全般に関するご意見等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントで提出された意見は十分吟味して回答されることを期待する。</li> <li>・全体的に「とりあえず感」「形だけ作った感」を非常に感じる。</li> <li>・市民参加の手法として市民政策提案があるが、今までにひとつも提案がないのは、行政のPR不足だと思う。</li> <li>・審議会等が開催されない場合、該当する審議会が無いのか、あるけれども理由があって開催しないのかを明記してほしい。</li> <li>・審議会等やワークショップの委員構成内訳について、市民公募がいる場合は、「市民公募：〇名」と記載するとともに、市民公募がいない場合は、その理由を記載してほしい。</li> <li>・アンケートの結果により、計画の定量的な数値目標を設定できるかどうかが決まる場合もあり、それだけ重要なプロセスになると思う。そのため、所管する審議会等でアンケート内容について事前に審議する機会を作ってほしい。</li> </ul>
--